

平成 30 年度

第 2 回大多喜町農業委員会総会議事録

大多喜町農業委員会

# 大多喜町農業委員会議事録

平成30年5月7日、大多喜町農業委員会会長 押元康郎は、平成30年度第2回農業委員会総会を大多喜町役場大会議室に招集した。

## <会議に付した議案>

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について

報告第2号 利用権の中途解約に係る通知について

報告第3号 軽微な農地改良の届出について

## <出席委員> (10名)

1番委員：加曾利益弘	2番委員：磯野義夫
3番委員：森 紀久嗣	4番委員：鈴木孝一
5番委員：渡辺忠洋	6番委員：吉野公博
7番委員：麻生幸男	8番委員：矢代とみ江
9番委員：山口 豊	10番委員：押元康郎

## <出席推進委員> (10名)

米本郁徳	中村徹夫
関 等	平田勝宣
末吉勇作	吉野敏和
井口峰幸	森川廣司
藤平重男	只野晃男

## <出席職員>

事務局長 西川栄一 事務局 小高一哉、寺井絵里

## 開 会（午後 1 時 5 分）

局長（西川課長）

それでは、定刻前でございますが、只今より平成 30 年度第 2 回大多喜町農業委員会総会を開会します。

本日は 10 名の委員のご出席をいたしておりますので大多喜町農業委員会會議規則第 7 条の規定によりまして会議は成立します。それでは、大多喜町農業委員会會議規則第 8 条の規定によりまして押元会長に議長をお願いいたします。

議長（押元会長）

議事日程 3 議事録署名人の指名について大多喜町農業委員会會議規則第 14 条第 2 項の規定により議事録署名人を指名いたします。本日は、5 番の渡辺委員、6 番の吉野委員にお願いします。

それでは、早速ですが議事日程 4 の議事に入らさせていただきます。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題とします。

本案について、事務局より説明願います。

事務局（寺井）

1 ページをお開きください。議案第 1 号につきましては、申請案件が 4 件ありますけれども、番号 3 及び番号 4 は 4 月総会時にて保留となった案件の再提出でございます。番号 8 及び番号 9 とは別に事務局より説明させていただきます。また、現地調査報告は、前回と変更ないため割愛させていただきます。

それでは、議案第 1 号を説明させていただきます。

農地法第 3 条の規定による許可申請について。下記のとおり、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請があつたので、その可否について意見を求める。平成 30 年 5 月 7 日提出 大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

番号 3、所在・地番 下大多喜地先、地目 田、地籍 1,872 m<sup>2</sup>、権利者 大多喜町○○○○氏、義務者 大多喜町○○○○氏、事由 譲受人 町内で耕作地を探していたところ、売却の話があり、購入を決めた。譲渡人 今後、本申請地を所有していても耕作できないため、譲受人に売却する。権利内容 売買による所有権移転。

続きまして、番号 4、所在・地番 下大多喜地先、地目 田、

地籍 1,354 m<sup>2</sup>、権利者 大多喜町○○○○氏、義務者 大多喜町○○○○氏、事由 譲受人 町内で耕作地を探していたところ、売却の話があり、購入を決めた。譲渡人 今後、本申請地を所有していても耕作できないため、譲受人に売却する。権利内容 売買による所有権移転。

こちらの案件の権利取得後の農業経営の実態につきましては3ページに記載されているとおりです。

この案件が前回総会で保留になった理由ですが、権利者の主たる職業が農業と言うのが実態と離れていることと、農地法第3条により農地を所有する場合の要件として、所有している農地の全てを耕作していなければならぬと言う要件があります。権利者の所有農地一部が遊休農地状態となっていることに指摘を受けまして、保留案件となしました。併せて、農地の一部を他人に貸し付けしているのでは。このことも指摘があり保留とさせていただきました。

そして、今回再提出となりました。事務局でも、前回総会以降農業会議に問合せしたところ、主たる職業が農業以外の方が農業者として農業を行うことはいいのか否かについて問い合わせたところ、必ずしも主たる職業が農業でなくとも良いそうです。例えば、会社員の方で水稻をやっている方もいるように、職業のみで判断するのは、あまりにも硬直的な考え方で、もう少し柔軟性を持つことも必要だと回答をいただきました。農業者と名乗るからには、農業所得が無くてはおかしいのではないかと言う意見もございましたが、申請者においては確かに農業所得の申告はありませんでした。しかし、必ずしも農業をやって所得が得られるとは限らないが、マイナスの申告も出来ることから、本来であれば農業所得の申告はどちらにせよ行う方が良いと思われます。また、今後において申請者の所有農地及び取得する農地について、次の事項を遵守する条件を付したいと思います。所有している農地を適正に耕作すること。耕作するのに難しい農地については、保全管理等を行っていただく。作業を委託している農地については、作業受託契約を締結すること。以上の事項について改善するよう事務局としては申請者へ伝えたいと思っています。

議長（押元会長）

事務局の説明が終わりました。ご質問等のある方はお願いします。

山口委員（9番）

管理というのはどこまでのことと言ふのか。

事務局（寺井）

耕作しなくとも、草刈りを行っていただき、いつでも耕作のできる状態にしておくことです。

磯野委員（2番）

農地を取得するならば、当然耕作を目的してもらわないといけないが、条件が悪い農地をどうしても取得しないといけないのであれば、せめて草刈りだけでもしてもらわないと農地を取得する意味がないと思います。

山口委員（8番）

事務局は、以前に許可した農地等が適正に耕作されているかどうか確認するのですか。

事務局（寺井）

農地パトロール等で過去の許可したものを見回しております。

磯野委員（2番）

先ほど、事務局が説明した改善策を付しての許可と考えてよろしいですか。

事務局（小高）

この議案が可決となった場合は、申請者に先ほどの改善策を条件に付したいと考えます。そこで、以降も改善が見えなかつた場合は、この申請者からの今後の申請は受付しない対応をしたいと思います。

磯野委員（2番）

承知しました。

議長（押元会長）

他に質問等ござりますか。

議場

質問・意見等なし

議長（押元会長）

それでは、番号3及び番号4についてご異議ございませんか。

議場

異議なし

議長（押元会長）

番号3及び番号4については、異議なしと認めます。つづきまして、番号8及び番号9について、事務局より説明願います。

事務局（寺井）

2ページをお開きください。

番号8及び番号9は、譲渡人が同一のため一括して説明させていただきます。

番号8、所在・地番 堀之内地先、地目 田、地籍 610 m<sup>2</sup>、権利者 大多喜町○○○○氏、義務者 茂原市○○○○氏、事由 譲受人 現在耕作している農地に近く、耕作しやすいため取得したい。譲渡人 農地を相続したが、管理ができないため譲渡したい。権利内容 贈与による所有権移転。

番号9、所在・地番 八声地先、地目 田、地籍 2筆合計 4,996 m<sup>2</sup>、権利者 大多喜町○○○○氏、義務者 茂原市○○○○氏、事由 譲受人 自宅から近く、耕作しやすいため取得したい。譲渡人 農地を相続したが、管理ができないため譲渡したい。権利内容 売買による所有権移転。

なお、譲受人の権利取得後の農業経営の実態は、3ページの番号8及び番号9に記載のとおりです。また、本件は農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると言えます。事務局からは、以上です。

議長（押元会長）

事務局の説明が終わりました。番号8及び番号9については譲渡人が同一のため一括でお願いしたいと思います。では、担当地区の6番委員 吉野委員に現地調査を担当していただきましたので、その報告をお願いします。

吉野委員（6番）

それでは、私の方から議案第1号の番号8、番号9について一括してご報告させていただきます。

調査日、5月4日、5日に申請者の立会いのもと現地調査を行いましたので報告します。申請地は、資料のとおりとなっております。番号8及び番号9とも水田として利用すると言っており、譲受人においては、他でも水田を耕作しており、面積を増やしても十分に対応できる農機具等も揃っていることから何も問題は無いと思われます。以上、ご審議をお願いします。

議長（押元会長）

吉野委員さんのご報告が終わりました。質問等のある方はお願いします。

山口委員（8番）

売買による所有権移転の申請について、売買価格は事務局でわかりますか。

事務局（寺井） この件に関しては、伺っておりませんので、今後は参考に伺うようにします。

山口委員（8番） よろしくお願ひします。

議長（押元会長） 他にご質問等ございませんか。

議場 質問・意見等なし

議長（押元会長） 番号8及び番号9についてご異議ございませんか。

議場 異議なし

議長（押元会長） 議案第1号については、異議なしと認め、以上のとおり決定しました。

続きましていて、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。それでは、事務局より説明願います。

事務局（寺井） 4ページをお開きください。議案第2号の番号2につきましては、4月付で申請を受理しましたが、5月1日に県と町の関係機関で本件に関する開発の打ち合わせを開催した結果、農地法の問題点等や林地開発等の問題点が発生したため、5月2日付で一旦申請が取り下げられました。したがつて、番号2については現地報告及び添付資料もございませんのでご了承ください。なお、取り下げ願いの報告については、今回の議案に間に合いませんでしたので、来月の総会で報告させていただきます。

それでは、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第5条の規定による転用を伴う賃借権設定の許可申請があったので、その可否について意見を求める。平成30年5月7日提出。大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

番号2については、先ほど申しあげたとおり取り下げとなりました。

続きまして、番号3から番号5までを一括で説明させていただきます。

番号3、所在・地番 石神地先、地目 田、地積 312m<sup>2</sup>、

農地種別 1種、農用地区域 外、権利者 大多喜町○○○○氏、義務者 大多喜町○○○○氏、事由 お寺の既存の駐車スペースが狭く苦慮しているため、行事や墓参り等で来られる方の駐車場として申請地を転用したい。転用を伴う所有権移転。

番号4、所在・地番 石神地先、地目 田、地積 782 m<sup>2</sup> の内 378 m<sup>2</sup>、農地種別 1種、農用地区域 外、権利者 東京都豊島区○○○○氏、義務者 大多喜町○○○○氏、事由 申請地近くでコンビニを経営しているが、行楽シーズンになると既存駐車場では対応しきれないほど車両が駐車し、道路にまで駐車車両が発生し、危険なため隣接地を転用し、駐車場を増設したい。転用を伴う賃貸借設定。

番号5、所在・地番 石神地先、地目 田、地積 335 m<sup>2</sup>、農地種別 1種、農用地区域 外、権利者 番号4と同様、義務者 大多喜町○○○○氏、事由 番号4と同様。

説明は以上です。

議長（押元会長）

事務局の説明が終わりました。番号2については、事務局から説明があったとおりですのでご了承ください。番号3から番号5までは、渡辺委員が担当となっておりますので現地調査報告をお願いします。

渡辺委員（5番）

報告いたします。

4月27日、午後1時30分から権利者、義務者及び農業委員会事務局立会いのもと現地調査を行いましたので報告いたします。

番号3については、お寺の裏側100mぐらいに位置し、現況は草刈りを施してあるので保全管理の状態と言えます。隣接している農地は、水田と果樹となっております。申請地は、埋め立てを行い、碎石を敷き駐車場にするということですが周辺の農地に特段影響は無いと判断いたしました。

続いて、番号4及び番号5も同じ日に代理人及び農業委員会事務局の立会いのもと行いました。申請地は、資料のとおりでございます。既存のコンビニ敷地の隣の2筆となります。こちらの農地を埋めたて、駐車場にする計画でございます。隣接する農地への影響は無く、問題ないと判断されますが、道路法第24に基づく許可申請が提出されていないということなので、早急に提出するようにお話ししました。それ

以外は、問題ないと判断いたします。

事務局へお尋ねします。現段階で申請書の写しの提出はございましたか。

事務局（寺井）

現時点では、申請書の写しはいただいておりません。

議長（押元会長）

以上でよろしいですか。

渡辺委員（5番）

はい。以上で説明を終わります。

議長（押元会長）

渡辺委員から現地確認報告をいただきました。まずは、番号3について質問等ある方はお願いします。

山口委員（9番）

申請書の写しの提出がなくても大丈夫ですか。

事務局（寺井）

道路法第24条の申請書の関係ですが、この農業委員会総会が終了した後に県の方に進達されます。そして県が許可するわけですが、その審査の際に申請が出ていないといけないことになります。

議長（押元会長）

他に質問ございますか。

議場

質問・意見等なし

議長（押元会長）

質問がないようです。番号3について異議ございませんでしょうか。

議長

異議なし

議長（押元会長）

異議なしの声がありました。続きまして番号4及び番号5について意義ございませんか。

議場

異議なし

議長（押元会長）

それでは、議案第2号は意義ないものと認め、以上のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についてを議題としま

す。それでは、事務局により説明願います。

事務局（寺井）

8ページをお開きください。議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について。

農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画を下記のとおり作成するにあたり大多喜町長から決定を求められたので、その可否について意見を求める。  
平成30年5月7日提出 大多喜町農業委員会会長 押元貞夫。

- 1 大多喜町農用地利用集積計画（案） 別添のとおり、
- 2 公告を予定する日 平成30年5月8日。

それでは、9ページ以降が利用集積計画（案）でございます。整理番号30-17、農用地利用集積計画各筆明細書、利用権を設定する土地・利用権の条件、所在地番 久我原地先、地目 田、地籍3筆合計6,875m<sup>2</sup>、利用計画は水田として利用、賃借権の新設定であり、借賃 コシヒカリ315kg、利用権設定の期間 10年、期間が平成30年5月8日から平成40年5月7日まで、借賃の支払 每年10月30日までに持参払、貸付者 大多喜町○○○○氏、借受者 市原市○○○○氏。この他15件となります。

なお、借り手の利用権の設定後の農業経営の状況は25ページから28ページに掲載のとおりです。

この案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると言えます。説明は以上です。

議長（押元会長）

事務局の説明が終わりました。ご質問等のある方はお願ひします。

浅野委員（7番）

○○○○が久我原地先で集積する計画が多数ありますが、この会社は以前下大多喜地先でも集積計画により利用権を設定しましたが未だに荒起こしもやっていないと聞いております。こんな状態と知つていながら、これを可決することは、私には出来ません。

鈴木委員（4番）

私も、この地区の方ですが、契約内容を知らずに契約されたと聞きました。

議長（押元会長）

その件に関して、事務局の方で何かわかりますか。

事務局（小高）

はい、こちらでわかる範囲でお答えさせていただきます。

まず、久我原地先の集積計画についてですが、4月になつて扱い手お方が体調不良のため利用権の中途解約の申し出があったそうです。そこで、住民の方の働きかけにより、この会社にお願いすることになったと聞いております。契約の件も対象者を集会所に集めて、説明会を開き、納得して押印いただいたそうです。

問題は、下大多喜地先です。計画を可決してから、ある程度注意してきたが、あまりにも工程が遅く、地区の皆さんにご迷惑をかけているようです。

久我原地先に関しては、地権者の総意となることを考慮し審議していただきたいと考えます。また、下大多喜地先は、私どもも心配をしているので、来月の総会時までに会社とヒアリングを行い、その結果を委員皆様に報告させていただきます。

議長（押元会長）

浅野委員、下大多喜地区については、後日報告でよろしいですか。

浅野委員（7番）

承知しました。

議長（押元会長）

他に質問等ございます。

議場

質問・意見等なし

議長（押元会長）

質問がないようです。第3号議案については、異議ございませんでしょうか。

議場

異議なし

議長（押元会長）

議案第3号については、以上のとおり決定しました。  
議件は以上をもって終了となります。  
続いて、報告事項について事務局よりお願ひします。

事務局（寺井）

29ページをお開きください。報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について。下記のとお

り、農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出があつたので報告する。平成30年5月7日 大多喜町農業委員会会長 押元貞夫。

番号5、所在・地番 下大多喜地先外4筆、地目 田、地籍合計 3,212 m<sup>2</sup>、登記原因・日付 相続 平成30年2月25日、権利者 大多喜町○○○○氏。

番号6、所在・地番 弓木地先外11筆、地目 田 地籍合計 5,927.54 m<sup>2</sup>、登記原因・日付 相続 平成30年3月30日、権利者 大多喜町○○○○氏。

番号7、所在・地番 弓木地先外1筆、地目 田及び畠 地籍合計 489 m<sup>2</sup>、登記原因・日付 相続 平成30年3月30日、権利者 市原市○○○○氏。

番号8、所在・地番 弓木地先外10筆、地目 田及び畠 地籍合計 4,592 m<sup>2</sup>、登記原因・日付 相続 平成30年3月30日、権利者 大多喜町○○○○氏。

番号9、所在・地番 石神地先外4筆、地目 田及び畠 地籍合計 7,892 m<sup>2</sup>、登記原因・日付 相続 平成30年4月9日、権利者 大多喜町○○○○氏。

番号10、所在・地番 筒森地先外13筆、地目 田及び畠 地籍合計 5,510 m<sup>2</sup>、登記原因・日付 相続 平成30年4月18日、権利者 大多喜町○○○○氏。

32ページをお開きください。報告第2号 利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり、農地法第18条第6項の規定による中途解約に係る通知があつたので報告する。平成30年5月7日 大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

番号1、所在・地番 久我原地先外2筆、地目 田、地籍3筆合計 3,830 m<sup>2</sup>、貸付人 松戸市○○○○氏、借受人 大多喜町○○○○氏、事由 農業法人が耕作するため。

33ページをお開きください。報告第3号 軽微な土地改良の届け出について。下記のとおり、届け出があつたので報告する。平成30年5月7日 大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

番号1、所在・地番 紙敷地先外1筆、地目 田、地籍2筆合計 2,323 m<sup>2</sup>、埋め立て後の利用 ハウスを建て、菌床栽培を行う。土地所有者 大多喜町○○○○氏、工事期間 平成30年6月15日から平成30年7月15日まで。

報告事項の説明については以上です。これで報告事項はす

	べて終了です。
議長（押元会長）	以上報告事項でございます。ご了解いただきたいと思います。つづいて、議事日程6のその他に入ります。 事務局から何かありますか。
事務局（寺井）	事務局からは特にありません。
局長（西川課長）	委員さんの方から何かありますでしょうか。 特にないようですので、以上をもちまして本日の総会を閉会させていただきます。

閉　　会（午後3時28分）

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年5月7日

会　　長　　押元 康郎  
署名委員　　渡辺 伸洋  
署名委員　　吉野 公博